

令和6年度
大垣市育英資金募集要項

令和6年度 大垣市育英資金 募集要項

学資の支弁が困難な状態にあるため修学し難い者に対し、英才を育成することを目的に、奨学助成金の交付及び奨学資金の貸し付けを実施します。

1 対象となる学校

学校教育法に規定する大学（大学院及び短期大学を含み、専攻科及び別科を除く。）、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）

2 資格

- (1) 市内に6か月以上居住し、かつ、本人または本人の生計を維持する者が引き続き居住すること。
- (2) 学業成績が優秀であること。
- (3) 修学に堪え得る健康状態であること。
- (4) 経済的理由により学資の支弁が困難な状態にあること。

注1 成績優秀の基準は、学習成績の評定を5段階に換算した平均が3.0以上であることとする。

注2 経済状態の基準は、独立行政法人日本学生支援機構の基準に準じる。

注3 他の貸与型奨学金等を受けていないこと。

3 交付及び貸付額（助成金のみ申請はできません。）

助成金	貸付金（無利子）	合計
月 2,500円	月 22,500円	月 25,000円

4 提出書類

- (1) 大垣市育英資金申請書（第1号様式）
- (2) 大垣市育英資金奨学生推薦書（第2号様式）
- (3) 健康診断書（第3号様式）
- (4) 成績証明書
- (5) 在学証明書
- (6) 住民票謄本（個人番号の記載のないもの）
- (7) 本人の生計を維持する者（保護者）の「令和5年度所得課税証明書」
- (8) 世帯員全員の「市税完納証明書」

注1 (2)は、令和5年度在学学校または最終出身学校で担任の先生等に依頼してください。

注2 (3)は、医療機関等で健康診断を受診し、医師が記入したものを提出してください。

なお、大学に在学中の場合は、大学が発行する定期健康診断の診断書でも構いません。

注3 (4)は、令和5年度のもので、浪人などの理由により、令和5年度に在学していない場合は最終学歴の成績証明書をお願いします。

注4 (6)は、個人番号の記載のないものを提出してください。

注5 (7)の取り扱いは次のとおりです。

- ① 父母がともにいる場合は、父母両方
- ② 父母のいずれか片方しかいない場合は、当該父又は当該母
- ③ 父母のいずれもいない場合は、父母に代わり本人の生計を維持する者

5 申請期間 令和6年4月1日（月）～4月30日（火）

6 提出先 大垣市役所 社会福祉課
郵送不可 必ず学生かその保護者が持参してください。

7 採否結果 採用・不採用とも5月下旬までに文書で自宅へご連絡します。

8 貸付の決定

審査の結果、採用となった方には以下の書類を期限までに提出していただきます。

期限までに提出されない場合は不採用となります。

- (1) 誓約書（第5号様式・保証人(注1参照)が必要です。）
- (2) 保護者及び保証人の「印鑑登録証明書」
- (3) 保証人の市町村税の滞納がないことを証する書類（完納証明書または納税証明書等）
- (4) 口座振込依頼書

注1 保証人は以下の要件をすべて満たす方をお願いします。

- (a) 大垣市内または大垣市近郊（西濃圏域程度）に在住していること。
- (b) 本人とは別世帯であり、かつ、独立の生計を営んでいること。
- (c) 18歳以上65歳以下であること。
- (d) 日本国籍を有すること。
- (e) 本人の保護者でないこと。

※条件をすべて満たしていない場合は、不採用となりますので、あらかじめご了承ください。

9 貸与方法

奨学金（助成金、貸付金）は4半期に分け3か月分ずつ、学生名義の口座に振込みます。助成及び貸付期間は最短就学年数とし、毎年4月中旬までに前年度の成績証明書及び当年度の在学証明書を提出していただきます。また、途中で退学、休学する場合は事前に「大垣市育英資金異動届（第6号様式）」を提出していただきます。

10 返還方法

卒業の月の翌月から起算して7か月目から毎月返還します。返還月額は、貸付金の月額（22,500円）とし、貸付月数と同じ月数で返還します。返還方法は口座振替による返還とし、返還開始時に口座振替依頼書を提出していただきます。

なお、在学中に限り猶予が認められることがあります。猶予を希望される場合は「大垣市奨学資金返還猶予申請書（第9号様式）」と在学証明書を提出していただきます。

《お問合せ先》

〒503-8601

大垣市丸の内2丁目29番地

代表 (0584) 81-4111 内線 2472

直通 (0584) 47-7256

大垣市役所 健康福祉部

社会福祉課 総務グループ